

平成22年第9回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成22年12月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成22年12月2日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第179号から議案第208号
- 第6 請願第11号から請願第13号
- 第7 発議案第18号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
21番	金子克己君	22番	根岸勇雄君
23番	近藤和義君	24番	祝優雄君
25番	竹内道廣君	26番	加賀博昭君
27番	佐藤孝君	28番	金光英晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎君 副市長 甲斐元也君

教 育 長	白	杵	國	男	君	綜合政策監	齋	藤	元	彦	君
會計管理者	本	間	佳	子	君	總 務 課 長	山	田	富	巳	君
總 合 政 策 長	小	林	泰	英	君	行 政 改 革 長	中	川	和	明	君
島 づ ぐ り 長	金	子		優	君	世 界 遺 産 長	北	村		亮	君
財 務 課 長	伊	貝	秀	一	君	地 域 振 興 長	計	良	孝	晴	君
交 通 政 策 長	佐	々 木	正	雄	君	市 民 生 活 長	佐	藤	弘	之	君
税 務 課 長	田	川	和	信	君	環 境 対 策 長	児	玉	龍	司	君
社 会 福 祉 長	新	井	一	仁	君	高 齡 福 祉 長	佐	藤	一	郎	君
農 林 水 産 長	金	子	晴	夫	君	観 光 商 工 長	伊	藤	俊	之	君
建 設 課 長	渡	邊	正	人	君	上 下 水 道 長	和	倉	永	久	君
学 校 教 育 長	山	本	充	彦	君	社 会 教 育 佐	齋	藤	義	昭	君
両 津 病 院 長	塚	本	寿	一	君	監 査 委 員 長	児	玉		功	君
農 業 委 員 会 長	島	川		昭	君	消 防 長	金	子	浩	三	君
契 約 管 理 幹 主	石	塚	道	夫	君	社 会 教 育 佐	本	間		豊	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	池		昌	映	君	事務局次長	歌		重	一	君
議 事 調 査 係	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前１０時００分 開会・開議

○議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第9回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（金光英晴君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、27番、佐藤孝君及び1番、松本正勝君を指名をいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（金光英晴君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期及び日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今12月定例会の会期日程についてご報告をいたします。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、12月定例会の会期日程について協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日12月２日から12月17日までの16日間といたします。

日程につきましては、お手元に配付の12月定例市議会会期日程をごらんください。

本日12月２日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、その後休憩し、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願について産業建設常任委員会を開催し、終了後本会議を再開し、発議案の上程、採決を行います。本会議終了後、議会報編集特別委員会を行い、終了後各派代表者会議を行います。

あす３日金曜日は、観光資源開発等調査特別委員会及び空港対策特別委員会をそれぞれ午前10時から開催します。

来週６日月曜日から９日木曜までが一般質問となります。質問者は16人であります。

委員会審査は、10日金曜日と13日月曜日から15日水曜日までとします。

15日は、午後１時30分から各派代表者会議とし、午後２時30分を目途に決算審査特別委員長報告書の配付をします。

16日木曜日は、午前10時から観光資源開発等調査特別委員会を開催し、午後３時を目途に常任委員長報告書の配付、その後議会運営委員会を開催します。

そして、翌日17日金曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後２時の開会といたします。

以上であります。

○議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（金光英晴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（金光英晴君） 日程第4、行政報告について市長から報告を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。

それでは、平成22年第9回市議会定例会に当たりまして、平成22年第6回市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明申し上げます。

報告第19号から報告第22号までの4件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（金光英晴君） ただいまの市長からの報告第19号から報告第22号までに対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 一言質問しておきますが、毎回専決処分をやりますと交通事故でございますね。それで、これについてはふんどしを締めてしっかりやりなさいということは毎回議会は言うておるわけですが、どうして専決処分が出るたびに佐渡市が90%以上負担しなければならぬような事故が起きるのか。そして、これに対する執行部、特に幹部の認識を問いたいです。聞きたいのです。どうしたら責任比率が逆転するようになるのか。それが何でずっとうちだけが90%以上、もう100%というような責任が問われるのか。これについては一体どう考えておるのか、お聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

本件につきまして、過失90%の事例のことを議員話しされているかと思えます。こういった安全不確認に基づく事故でありますけれども、こういったものにつきましては二度とこういう事例が生じないように、

また周知徹底をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 議長、あなたはそこにだてに座っておるのではないだよ。私の質問は極めて端的である。今の質問は伊貝君ごときが答弁できる問題ではない。あなたのほうから注意しなさい。改めて2回目の質問するのではないのです。私が聞いておるのはそういうことではないでしょう。議長のほうから答弁について指示してください。

○議長（金光英晴君） 総務課長。

〔「だめだめ。そういう姿勢だからいつまでたっても直らんのだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 何回も何回もこういう事件が起きているのは、本当に申しわけないというふうに思います。注意は当然しているわけですが、注意だけではだめだということではないかというふうに思いまして、具体的にやはり別途の教育等をこれから検討させていただいて、絶対起きないということとは人間ですからないにしても、余りにも目につくということ、もっともな話なので、これにつきましてはちゃんとした仕組みの中で教育がしっかり行われるようにさせたいと思います。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これでおきますが、2度、3度同じことが起こるということは……

〔「2度、3度じゃない」と呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） ここでは2度、3度ではないという、4度、5度起こるところ、だからもうそんな通り一遍の釈明ではだめ。腹をくくってこの種のものはやらないと、佐渡市そのものの組織について、そしてその機構を運営していく幹部の資質が問われるわけです。もう一回答弁せいなどということは言わぬが、この次こういうことがあったら、議会としてはもう少し……また市長、あなた報酬カットやりますか。そのぐらいのものなのだという認識をしてもらわなければ困るのです。答弁はいいけれども、言うておきます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第179号から議案第208号

○議長（金光英晴君） 日程第5、議案第179号から議案第208号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第179号から208号まで、続けてご説明申し上げます。

議案第179号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員定数を見直し、実数との整合性を図るため本条例の一部を改正するものであります。

議案第180号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法に規定する対象事業に基金造成を含むソフト事業が追加されたことに伴い、新たに特定目的基金を設置するため条例を制定するものであります。

議案第181号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、住民の生活にかかわる各種研修、集会、交流等のコミュニティー活動を助長し、活性化を図る多目的施設として設置していました相川ふれあい集会所を廃止し、地元自治会に譲渡することから本条例を廃止するものであります。

議案第182号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、特定野外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額が引き下げられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第183号 字の変更について（加茂新田地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営経営体育成基盤整備事業、加茂新田地区の工事が完了し、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第184号 字の変更について（両津南部地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業、両津南部地区の工事が完了し、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第185号及び議案第186号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第185号 新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）、議案第186号 字の変更について（沢根五十里地内）。以上2議案は、佐渡市が沢根漁港内において漁港改修事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功許可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第187号及び議案第188号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第187号 新たに生じた土地の確認について（片野尾地内）、議案第188号 字の変更について（片野尾地内）。以上2議案は、新潟県及び佐渡市が水津漁港（片野尾地区）内において、地域水産物供給基盤整備事業及び佐渡市単独用地造成事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第189号及び議案第190号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第189号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）、議案第190号 字の変更について（江積地内）。以上2議案は、佐渡市が江積地内において漁業集落環境整備事業により施行した漁業集落環境整備施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第191号及び議案第192号につきましては、関連する議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第191号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）、議案第192号 字の変更について（岩首地内）。以上2議案は、佐渡市が豊岡漁港（岩首地区）内において地域水産物供給基盤整備事業において施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第193号から議案第199号につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）、議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）、議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）、議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）、議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）、議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。以上の7議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第200号 佐渡市陸上競技場建設（土木）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市陸上競技場建設（土木）工事請負契約について平成22年11月19日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第201号 財産の無償譲渡について（相川ふれあい集会所）。本案は、住民の生活に係る各種研修、集会、交流等のコミュニティー活動を助長し、活性化を図る多目的施設として設置していました相川ふれあい集会所について、地元認可地縁団体へ譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第202号 佐渡市過疎地域自立促進計画の策定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成27年度まで延長されたことに伴い、引き続き平成22年度から平成27年度までの佐渡市過疎地域自立促進計画を定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第203号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9億7,073万7,000円を追加し、予算総額を468億7,119万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び市債などの増額計上、歳出では子宮頸がん等の予防接種事業に4,176万5,000円、南部地区中学校統合改築事業に1億6,665万円を予算計上するほか、総合体育館建設のための基本設計経費に3,953万3,000円、そしてスポーツ振興財団設立経費に327万5,000円などを予算計上するものであります。

議案第204号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ148万8,000円を追加し、予算総額を70億2,731万3,000円とするものであります。補正内容は、新潟県国保団体連合会が現在進めている医療機関の電子請求に対応する全国統一システムの市町村分担金の増額分と被用者保険資格の過年度遡及適用者分の増加による過年度還付であります。

議案第205号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億4,308万8,000円を追加し、予算総額を71億2,743万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を追加するもので、歳出では介護給付費の増加に伴い、保険給付費を追加するものであります。

議案第206号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,901万5,000円を追加し、予算総額を18億3,724万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では市債の増額、歳出では建設改良費の増額であります。

議案第207号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,742万円を追加し、予算総額をそれぞれ37億731万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では下水道事業費補助金、繰越金、下水道事業債等の増額計上、一般会計繰入金等の減額をするものであります。歳出では、下水道建設費の工事請負費の増額等であります。

議案第208号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、資本的収支について収入を3,600万円増額し、収入総額を12億2,184万4,000円に、支出を4,192万円増額し、支出総額を16億4,546万7,000円とするものであります。主な補正内容は、緊急性のある建設改良費の増額であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第179号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） 職員の定数の条例がえについて聞きますが、1,215人というのは市長の事務部局の職員、現在この人数ではないはずですよ。条例を変えないで来たために、今度は条例を変えるということになると思うのです。それを862にするという、その差というのは353人。しかし、本年度退職者は何名おって後ろの帳じりを合わすのか。これは自分たちが目標とする数値を挙げたのではないと思うのです。見込みの本年度退職者の見込みを入れて差し引き勘定して新年度のところへ862と、こう入れた数字だと思うのです。そうであるとするならば、これは条例変えないで今まできょうまで来たというのだ。これ条例を変えて今度訂正するということになります。そうすると、本年度の退職者は総勢何名になるのですか。この数値だけ見ると、とんでもない数値のところになってしまうでしょう。例えばこれ教育委員会、200人おったのが155人になっていくと、今度は、下げていくという。45人を一気に下げるって、そんなことできるわけではないではないか。とっくに下げておったはずですよ。だから、こういう調整できるのです。だから、本年度の退職者は一体何名を見込んでおるか。この数値を示してください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

本年度の退職者でございますが、定年退職者が24名ございます。今勸奨退職者を募集中でございますが、この締め切りが1月の12日を予定いたしております関係上、まだ確定いたしておりませんが、おおむね両方合わせて50名くらいになるのではないかというふうに期待をいたしております。ただ、行政改革のほうからいきますと、今年度71名の退職という計画でございますので、その計画から見ればほど遠いのですが、何とかこの12月と越えまして年明けに計画に近い退職者を募って、その数値を確定させたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） 七十数名がトータルでおおむね50名、現行で確定とされるものは。そうであるという、残り71名を頑張って追い込まなければならぬわけだな。そんなことできるの、しかし。では、ここに挙げておる数値は七十数名を退職させるを前提につくった数値、それとも今現行でおおむね確定しておる、おおむね50人を挙げた数値なの。どっちなの。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

この数値につきましては、確定数値ではございません。全体の中で、これは今資料の中ごらんいただくとおわかりになるのですが、新旧対照表のほうでは市長部局、それから議会、教育委員会、監査、選管、農業委員会、消防、水道、病院とございます。このトータルの中でのやりくりをいたしております。そのために、定数そのもので見ていきますと、市長部局の職員は大幅に減になってございますけれども、今までこの条例上に表記されておりました企業であります病院です。病院は市長部局の中に包含されておりましたが、公営企業法の全部適用というようなこともございまして、今回第9号で新たに独立させて分離しております。病院関係につきましては、病院の改革プランに沿った定数を持ち込んでおりますし、水道につきましてはこの後簡易水道を統合したいというような将来的な計画もございます。そういったようなものを含めながら全体バランスの中では、現在いる現員の上限に合わせたといいますか、それを見越しながらつくってございます。したがって、条例定数を下回る職員数は可能でございますが、条例定数を上回る職員数というわけにはいきませんので、そのためにこの上限を定めてございます。これにつきましては、今後実数と見直しながら、定員削減計画に沿った形で改正を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今の総務課長の説明ですと、ほぼ現員とイコールの数字として挙げていると、こう理解をいたすところではありますが、私はこれ比較してみますと、議会も一気に合併をして用意ドンで集まって職員が総体で多いと、こういうことはそのことが最大の要因であったわけですから、そういう意味では業務量との兼ね合い、それから地域住民サービス、人的サービスとの兼ね合いで考えるべきことだというふうに基本的に私は考えておりますが、今のこの数値対比だけをしても、先ほど質問もありまし

たが、市長部局で353名の減、従来は1,215人の定数であったものが353名の減と、3割減であります。それから、教育委員会もしっかりであるが、総体で要するに今これ病院は除きますが、それらをトータルして比較しますと、4分の1減、25%減です。こういう格好で減員が、実態と近いそれは減員がされてきているし、されようといったしております。さらにするという、こういうことでありますが、私はある面では地域の人的サービスも含めてそれとの兼ね合いで私は、ただ減らすということではなくて、そのサービスとの兼ね合いで実態と職員配置はどうだか、そういう議論をやはりする必要があるだろうと。こうどんどん減らしていったら、では果たしていいのかどうか、こういう疑問をある面では、他の人とはある面では意見が違ふかわかりませんが、住民の立場でそういう認識を持っているところであります。

意見のような格好になりますが、今後について私はそのあたりは十分に精査をしながら住民サービスとの兼ね合いで十分議論をいたすことが必要だと、こういうふうに思いますが、これは市長が答えなければならぬが、今後についてどういう考えであります。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 定数条例に関して、ほかの類似のというのなかなかないので難しいのですが、ただ1つの基準としては、やはりそうはいいながら非常に数だけのことを言えば多いということは当然言えるわけで、それではバランスよく能力と仕事の量に応じて減らすというのは非常に難しいことです、実際はですね。どうしてもやっぱり形の中から、数の中からいって、そこでいろんな問題が出てきたときには、当面はそれの手当てをしながら一定の能力のある人たちの再配置をバランスよくやるというのが本来であります。非常に難しいのですが、合併後10年後には交付税の減額が予想されている中では、その交付税の額についても非常に見通しがはっきりしない中で、やはり十分用意をしながら実際の形からというか、数から抑えていくというのややむを得ないと思って現在やっているわけです。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお答え願いたいと思うのですが、現在の人数の張りつけ状況はどんなふうになっているか。例えば今回いただいた新旧対照表の新しいところというと、現在正規の職員と恒常的な臨時の職員もわかればあわせてどういう状況になっているのか、お教え願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

これ9月の段階でございますけれども、正規職員が1,384名ございます。恒常的なと申しましうか、常勤的な臨時職員が13名でございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 済みません、条例の新旧対照表に書いてあるように市長部局でいうと何人、何人というふうに教えていただけますか。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） それでは、市長部局が正規職員が884、臨時職員が7名、議会が正規6名、

教育委員会につきましては正規151の臨時が5名、監査委員会が正規4名、選挙管理委員会が正規1名、農業委員会、正規7名、消防が正規180名、それから水道、これ上水道でございますが、正規19名、そして病院でございますが、正規132、臨時が1名ということでございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第179号についての質疑を終結いたします。

議案第180号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） ちょっと教えていただきたいのですが、この基金条例を設置するわけですが、第1条の目的のところに設置のあれを書いてあるわけなのですが、これと関連する今回出されております過疎地域自立促進計画、この中に基金の造成というのが3カ所ほどあるようですが、この辺との関連、それから実際この条例が通った場合どういう運用がなされるのか、まずその点をお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

過疎法につきましては、21年度末で失効したものにつきまして6年間議員立法で延長されております。今回その過疎法につきましては、基金造成を含んだソフト事業についても対象になるということで、佐渡市におきまして大きく3点、地域医療の確保、それから住民の交通手段の確保、それから集落の維持、活性化、この大きな3つの点につきまして特定目的の基金の造成をしたいというふうに考えております。その運用につきましては、6年間ですから毎年、22年度は約4億ということで、総額で4億。発行限度額が年によって違うかもしれませんが、同じ水準であれば同程度のものを6年間積んで、もちろんこれは取り崩しも可能でありますし、それから果実の運用もできますので、今の目的に沿った使い方をしていきたいというのが趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） これの基金条例の施行規則ですか、これをちょっと見ていただきますと、何か先ほど3つの基金を造成しますね、それぞれの項目ごとに。そうすると、その間の流用は禁止するというような、これは議会には出てこないことなのですけれども、運用面としてそういうふうに考えられておるようですが、その辺のことについてもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

基金の運営につきまして、規則の中で流用の禁止をうたっておりますけれども、これは特定目的基金の造成ということからいいますと3つの目的がございますので、3つそれぞれの目的ごとに3つの基金をつくるという手法もございます。ただ、今回の場合につきましては3つの目的を合わせた1つの過疎法の基金であるというのがわかるようにするために、3つの目的をあわせ持った総合的な基金ということで考

えました。そのことにつきましては、県のほうからもそういうことが可能であるということは出ております。ただし、そういう運用する場合におきましては、目的ごとにその資金の運用をしっかりと管理する必要があるということで、それぞれの先ほどの3つの目的を内部の中で管理をする。いたずらに中でやりとりするようなことをしてはいけないということから、そういう規定を設けたものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） そうすると、3つの基金を造成して、それを1つの特定目的基金にしたということですが、そうするとその4億、今回22年の場合は予算にも4億載っているわけですが、その配分というか、3つの配分については議会のほうはちょっと関知しづらい部分が、予算のときにはわかりますけれども、それまでわからないわけですね。その辺の配分基準とか、そういう考え方というのは長にお任せするということになるのだと思うのですが、その辺の考え方をちょっとお知らせ願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 内訳でございますけれども、直接表に出てくるのは4億という数字になりますけれども、今計画の中で考えておりますのは、交通体系の整備に2億、医療確保の関係で1億、集落の整備、活性化の関係で1億、合わせて4億程度のものを考えてございます。こういった比率で6年間いきたいというのが計画でございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） ちょっとわかりにくいので、わかりやすく説明願いたいのですが、この基金は毎年4億ずつ積み立てていくというふうにさっき答弁があったように聞こえるのですが、そういうことなのか、どうなのですかということが1点。

それから、運用面において今財務課長のほうが説明あったのですが、そうするとその事業はこの下に4番目に市長が過疎地域の自立促進のために必要と認める事業というならば、お祭りでも何でも使えるわけで、そういうふうになると今まで各課でやっていた事業、例えばチャレンジ事業みたいなのがオーバーラップしてしまうのかどうか、それは全く別のことなのか、その辺もっとわかりやすく説明してもらえますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 答えいたします。

先ほどもちょっとご説明いたしましたが、ことしと同程度の発行限度額が来るのかどうかというのは、来年以降ちょっとわかりませんが、同じ限度額だということであれば、今の計画では4億程度ずつ積んでいきたいというふうな計画でございます。

それからあと、チャレンジ事業とか、そうした関係のが入ってくるのかというようなご質問だったと思いますが、大きな3つの目的の中に集落の維持、活性化というものがございまして、そちらのほうで今のチャレンジ事業というものがそこに取り込んで、そこに財源を充てていくということは、今後の検討になります。入れることは可能だろうというふうには考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 手元に条例がないのだけれども、その条例がどうなっておるのか、ちょっと見せてもらいたいだけでも、今財務課長の言い方からすると、何でもありというふうなことになるって、法律でこういうものをつくっていただいたのはありがたいけれども、それぞれの事業の線引きができない。例えばここにある島内交通体系の整備なんかもあるとすると、それでは林道みたいなのもそこに入るのか、あるいは地域の向上につながる活動を支援するためという、草刈りとかそれからお祭りとか、そういうふうなものにでも市長の判断で何でも使えるということになってくると、これ議会を通さないでやれる事業が多くなると、これはチェックのしようがないのではないかなという気がするのだけれども、もうちょっと整理された考え方というものは執行部にはないのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 具体的な財源の充当の関係になりますけれども、これにつきましては当然ながら基金をおろして財源を使うわけですので、予算書に基金の繰入金ということで、それをどこに充てるとするのは議会のほうに説明をした上で承認していただくという形になろうかと思います。何にでも使えるというわけではございませんので、先ほどの3つの目的に沿いまして、規則のほうではそれをもう少しちょっと具体的に掲げてございますけれども、最終的には先ほどの大きな3つの目的に沿ったもので、今後予算計上する際にまた説明提案をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） さっきの説明で聞くと、4億ずつ6年間、四六、二十四、24億を積み増して、基金だから本来であれば利ざやをもって事業に充てるという形が正しい。しかし、4億ずつ充てても、取り崩して使う場合もあるのだと、利ざやをもってではなくて取り崩して。そうすると、最終的には6年後に24億全部使い果たしてゼロになっておるケースもあるという考え方になるわけ。それとも、基金として24億はずっと持っておるのですよということになるわけ。どうするわけ、これ一体。本来なら、さっき言ったでしょう。基金であるならば利ざやをもって充てると。積み増しをしていって24億ためる。その利ざやをもって事業を展開していく。取り崩しもあるということであるならば、事業をもってやるということになれば、とりあえず24億の事業を想定しておるのだと。それに合わせて利ざやをもってやる場合もあるし、取り崩してやる場合もあるが、24億の事業をもって過疎地域の自立促進に充てていきたいのだという考え方をするのか、どっちになるの。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 基本的には4億ずつ6年間、24億というものを積んでいきたいというものを考えております。基本的には基金が生む果実でそれを充てていく。この基金につきましては、法は6年間の期限でございますけれども、基金そのものにつきましては6年、法失効後であってもその基金を使ってソフト事業に充てていくことが可能ですので、後年度の運用の財政運営のことを考えれば、原資として24億をもってその利ざやで運営をしていくというのが一番財政的には望ましいと考えております。

○議長（金光英晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第180号についての質疑を終結いたします。

議案第181号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第181号についての質疑を終結いたします。

議案第182号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第182号についての質疑を終結いたします。

議案第183号 字の変更について（加茂新田地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第183号についての質疑を終結いたします。

議案第184号 字の変更について（両津南部地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第184号についての質疑を終結いたします。

議案第185号 新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第185号についての質疑を終結いたします。

議案第186号 字の変更について（沢根五十里地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第186号についての質疑を終結いたします。

議案第187号 新たに生じた土地の確認について（片野尾地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第187号についての質疑を終結いたします。

議案第188号 字の変更について（片野尾地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第188号についての質疑を終結いたします。

議案第189号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第189号についての質疑を終結いたします。

議案第190号 字の変更について（江積地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第190号についての質疑を終結いたします。

議案第191号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第191号についての質疑を終結いたします。

議案第192号 字の変更について（岩首地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第192号についての質疑を終結いたします。

議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第193号についての質疑を終結いたします。

議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第194号についての質疑を終結いたします。

議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第195号についての質疑を終結いたします。

議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第196号についての質疑を終結いたします。

議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）の質疑を許しま

す。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この197号にこだわるのではないのですけれども、実は193号、太鼓体験交流館から7本ですね、指定管理に今回出ているのですけれども、指定管理について以前から疑問を持っているのですけれども、この7本の中で今回指定管理料がついていない施設というのはありますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

議案第197号、佐渡海洋深層水分水施設についてでございますが、この指定管理料については23年度から3カ年で7,870万という管理料がついてございますが、その前の施設も含めてということですか。

〔「7つの施設」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（伊藤俊之君） 私が今お答えしているのは海洋深層水分水施設でございますので、指定管理料7,870万ということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

7施設の中での指定管理料ということですが、私の所管であります太鼓体験交流館につきましては指定管理料はゼロ円でございます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 太鼓体験交流館はゼロ円ということわかっておるのですけれども、そういう意味ではなくて、指定管理に施設を出す場合は、自立できる施設に、民に移って経営できる施設に限定すべきなのですね、本当は。そうでないと、はっきり言って今回もビューさわとか出ていますけれども、城が浜サンライズ出ていますけれども、これ私今の市のやり方だとただ問題を先送りになっているだけで、自分の任期中には閉鎖させると市民からクレームがあって文句があるからやりたくない、民間に金つけて渡して、それでそのうち閉める分にはそれでいいのではないかという、問題の先送りになっていると思うのですけれども、そういう気持ちはないですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ちょっと質問が非常に難しい質問なのですが、施設によってこれは行政がやるべきでないというものについては、最終的にはぎりぎりのところで金額は最終的にはゼロ円になる、あるいはもう既に何度もやっていますように民間に渡してしまう。しかし、それでも施設によっては価値があるというものもあるわけです。最後まで行政がやるべきものもやっぱりあるわけなので、それ一概にはなかなか議員がおっしゃるようには割り切れないのではないかと考えております。ですから、その中でも住民の方々の必要度もケース・バイ・ケース、それから時間の経過によってもその価値判断というのは変わってくるのではないかとと思うので、一概にちょっと言いづらいと思うのです。具体的にこの施設とおっしゃっていただくと、比較のお答えしやすいと思います。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 当然この人口でこれだけの風呂が民間に行けば、指定管理料なくなった段階でやっていけなくなるのは住民の人たちもわかっていると思うのです。でも、そういうことをなかなかやらない。さっきの職員の人員削減に関しても、もっともっと切っていかなければやっていけないのに、何か条例の中にあるような人数を入れてしまうと。今はお金がまだ国からどんどんばらまきが来ているからいいのですけれども、やっぱり島民の人たち、市民の人たちに本当はすごく苦しいのだよと、ここでしっかりと考え直してやらなければいかぬよということを見せるためにも、そういう大なたも振るわないといかぬと思います。民間に任せても例えば黒字でやっていける施設もあります。例えば私が思うには、両津市民病院とすこやか両津と、3施設ありますよね。あれなんかは、一体的にやって施設長1人にしてやっていけば、民間に回してももっといい施設でやっていけます。相川の市民病院だって、夕張のような診療所に民間に任せればやっていける。そういう形のものも検討してやらないと、本気に佐渡市が改革しないといかぬと考えているように思えないのです。答弁いいです。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第197号についての質疑を終結いたします。

議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 温泉の問題は、数年前から産業建設委員会でこれをすべて民間に渡すという方向で来たと思うのです。議論の中で、この城が浜も譲渡することを前提にして委員会では議論してきたというのに、ここへ来てまた3年間指定管理に出すと。そうすると、3年後に譲渡するときはまたお金をつけて今までと同じようにしなさいというふうなことになる、また5年分お金をつけて出すと。今同僚議員のほうから質問ありましたように、南部に3つも温泉が必要なかどうかというふうな本来のあり方から検討しても、どういうふうにするかという先の見通しを述べた上でこの提案が欲しいと思うのですが、その辺はどういう執行部の間で議論になってこのような形で出たのか、説明願います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

赤泊温泉サンライズ城が浜の指定管理でございます。民間譲渡を検討してきたかということでございます。前回指定管理をしてから民間譲渡については、基本こういった施設の管理、これは民間に任すべきということで検討した経緯がございます。しかしながら、この施設につきましては国や県等の高額な補助金あるいは起債等がございます、それらを返還しなければならないとした場合には3億8,500万も償還をしなければならない、返還をしなければならない、こういった状況がございます。また、この施設については、常勤あるいは非常勤を含めて約30人の雇用がございます。それらにおいても、収入あるいは経済波及効果というのは地元はかなりあるというふうに考えております。また、いわゆる行政改革の中でこの地

域について、我々観光商工課でも所管施設が多数ございます。その中で、ふるさと会館、あるいは蕤場海水浴場、こういった施設も昨年、本年と廃止をしてきております。また、この施設についてまだいわゆる建設から10年を経過していないというようなこともございまして、今後しばらく財産の処分については指定管理をしながら地域と検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 1番目については理解できますが、これは政策監に聞きたいのですが、総務省は合併したところについては、そのことは各省庁において十分検討に値すると通達を出しておるはずなので、いつもそのことを答弁に出しますが、本省にこれは確認したのかどうなのか。私がこの前の委員会にいたときについては、農水省や総務省やそれぞれ確認をして、直接私が確認をして、そういう方向で検討できる旨の電話でしたが、答弁をもらっているのも、恐らくただ確認をしないでやっているのではないかという心配があります。

2つ目については、民間に譲渡したからといったって雇用はできると思うので、そのことは理由にならないと思う。とすると、両津の温泉が600万の年間の補助金が出せなくてつぶした。それから、羽茂も苦労した上で民間に譲渡した。その他についても譲渡しておるのに、同じようにつぶせというのではなくて民間に譲渡するということがなぜできないのか。いろんな工夫すれば3億幾らという償還をしなくても、私が調査した上では総務省はそのような通達を各省庁に出しておるのですよ、合併したところについては。いつもそういう答弁をしますが、それは間違いだと思うのですが、その辺政策監、総務省としての考え方はそうではないでしょう。明確に説明してくださいよ、市民に。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

齋藤総合政策監。

○総合政策監（齋藤元彦君） お答えをいたします。

確かに現場の自治体においては、合併したような市町村においてはやはり施設の統廃合をしていかなければいけないという、それから民間譲渡していくという現状があるということも、私は理解今回させていただきましたので、また国のほうではやはりさまざまな事情で、やっぱり10年以上経過しないととか制約があるということも伺っておりますが、どうお答えしたらいいかあれですけれども、総務省のほうからはそういうふうにするべしだという通達を出しておりまして、あとは各省庁さんの通達によるというところで、特に農林水産省系統はかなり厳しい基準があるというふうに伺っております。当然担当課も今回の件については、県通じて国のほうにも確認しておりますが、なかなかハードルが高いということも伺っております。ただ、現場の自治体としてはこういうことが今必須として切迫した状況にあるのだということは、やはり何らかの形で伝えていかなければいけないという状況にあると思っておりますので、今後の課題になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） あなたが国から来ておるのは、唯一国とけんかをしてもらうために来ておるので、とすれば総務省としてこういう通達を出したとすれば、あなたが正面切って農水省……今のはどこなのか、

農水省なのか、そことけんかをしてもらわなければ佐渡市民のためにはならないと思うのです。そうすれば、償還もしなくてもいい、民間に譲渡する、そうすればそこで雇用も発生する、みんな丸くおさまるので、ぜひこの提案は提案として、委員会が始まる前にその部分を十分もう一度折衝して、そして産業建設委員会についてはその部分を十分調査していただきたいということを要望しておきます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第198号についての質疑を終結いたします。

議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第199号についての質疑を終結いたします。

議案第200号 佐渡市陸上競技場建設（土木）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 入札の中身というよりは、ちょっとお聞きをいたしたい。私は、基本的にこの施設は地理的周辺条件からいって不備だということは言ってもいいところではありますが、現実に実施をするという、こういう格好になっている、このことは現状確認をいたしますが、県内でもこのような施設がつくられたところは幾つかあります。その中で、やはりこの事業は通常の箱物事業とは違いまして、特殊な事業、工事内容だと、こう言われるものであります。したがって、そういう意味でここへ出てくる実施設計の業者、協和コンサルタントですね、並びにその後の工事監理をするナルサワコンサルタント等について、この方々のこういう工事に対する経験履歴はどういうものであるかと。これは十分な検査をして私は工事を進めなければいかぬだろうと。せっかくやった工事が何年か後には、やり直しが必要だというような事例も出ているということも聞いているところであります。そこらあたりの、これらの工事を進めていく上での万全な体制がとれるような格好のこういう人たちの経験履歴をきちんと確認したのかどうか、そこらあたりをまず聞きたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚契約管理主幹。

○契約管理主幹（石塚道夫君） お答えいたします。

この陸上競技場の設計業者と監理業者、これにつきましては私らのほうで実際そういうものをやったかどうか実績を確認しまして、その上でその業者を指名いたしまして、その上で入札で決まったという経過になっております。ですので、今までに陸上競技場をやったことはあるという確認をしております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） ちょっと見ましたら、機械設備工事一式が不調により12月10日入札予定というのですけれども、この不調になったときの仕組みがよくわからないのですが、不調になると何社がこれ応募して、そして不調になった場合、その後の手続というのは同じことを同じようにもう一回入札するのですか。

その辺の手続的なものをお示し願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚契約管理主幹。

○契約管理主幹（石塚道夫君） お答えいたします。

今ほどの議員質問は、機械設備工事の不調の関係ですけれども、この入札につきましては1回目の入札で全社、3社であります。最低制限価格を下回りました。ということから、佐渡市では最低制限価格を下回る入札については無効ということにしておりまして、結果として再入札には参加できないということになっております。ですので、一業者も再入札に参加できないということになりまして、そういうことでこの入札を不調にいたしました。それで、その後佐渡市において設計部署において設計内容をもう一度再精査して設計を見直しまして、11月25日に改めて入札の公告をしたところです。それで、参加をしたい業者、資格のある業者が応募をしてくるということで、一応入札を12月10日に予定しております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第200号についての質疑を終結いたします。

議案第201号 財産の無償譲渡について（相川ふれあい集会所）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第201号についての質疑を終結いたします。

議案第202号 佐渡市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） この過疎地域自立促進計画、6年間ということなのですが、皆さんにとっては想定外の質疑になるのかもわかりませんが、この6年間の総事業費というのはどの程度を想定されておるのか。また、各年割というのですか、年度ごとにどの程度の事業をやるという、こういう計画が今あるのかどうか。あるいは、そういうものがこの後議会のほうへ出されるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

この特別措置法につきましては6年間の延長ということでありまして、22年から27年度までのものを過疎計画を拾い出したものでございます。その中では、将来ビジョン、それから新市建設計画等のものを洗い出しまして、項目を出したものでございます。事業費的には、現在まとめて……内部では大まかではありますが、冊子にしたものはございません。22年度につきましては、概略ではまとめてあります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今の答弁いただいたので、ちょっと私が聞いたこととずれているかと思います。総事業費はどの程度期間というものを予想されているか、想定されておるかということと、各年度ごとに計画が今、これからつくのかどうか知らないけれども、そういうものが今試案なり素案でもいいのですが、そういうものがあるのかどうか。また、それができた段階でしかるべき時期に議会にそういうものを提案……提案というか、資料として配付するかどうか、その辺お聞きしたい。もし今時点でなければ、そういうもの想定していなかったでそういう事業費を押さえていないというのであれば、それはそれで答弁いただければそれで結構です。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

総事業費につきましては、今詳しいものは押さえてございません。これは過疎債に対応するものでありまして、それを借りるという、あるいは基金に積むという段階におきましては予算書の中で明らかにしていきたいと思いますし、その中で審議がなされると思っております。

それから、これから……今現在冊子にしてまとめてありますが、項目を列記とありますけれども、これから追加があればその都度ご報告ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） これ以上言うても出てこないのだろうと思うのですが、計画である以上はこれはもう過疎債の適用を受けるために6年間の計画を網羅して、全部考えられるものはすべて載せたということで、この事業が全部この6年間にできるとは私も考えておりません。しかし、どの程度の事業費になるかくらいはやっぱり概算でも押さえておくべきではないかなと思うのですが、少なくともさっき言った基金だけの24億くらい順調にいけばあるわけですから、それ以上にはなるわけですから、その辺を早く議会のほうへも資料として今後提出していただければありがたいし、またこの後委員会の審査もありますが、ちょうど総務委員会にかかるのだらうと思えますので、その辺でまだ適切な資料があったら出していただきたいと思いますが、その辺のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

先ほどご説明しましたが、単年度ごとですので、総額というのを押さえてございませんが、22年度では押さえてありますので、それが6年間の候補になろうかと思えます。22年度の事業費ベースでは、拾い出しの合計が109億になります。ハード分といたしましては87億、ソフト分としては21億でございます。この中で、平成22年度で基金で借りる分についてはハード分で9,600万円ということで、ソフト分で4億7,100万でございます。そのうちの4億は基金で、残りの7,100万がソフト充当ということでございますので、これの6倍したものが総事業費になろうかと思えます。また、年度に応じましてはいろいろの項目ございますので、多少の増減はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第202号についての質疑を終結いたします。

議案第203号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 10ページ、11ページなのですが、国有提供施設等に927万円余りがふえているのですけれども、これはどこでどういう理由でふえたかということが1点と、災害復旧費国庫負担金が約1億1,500万減っているのですが、これは歳出のほうで聞いてもいいのですけれども、この減った理由を教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 最初の質問の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、今回金額が確定いたしましたので、補正計上いたしました。

〔「どこなんだ」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（伊貝秀一君） 通信施設等の関係でございます。国の持つておる防衛施設等のそういった通信施設等の関係がこれに該当します。

○議長（金光英晴君） 金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

災害復旧費の国庫負担金の減った理由でございます。北小浦の20年災でございます。それと、21年災北小浦、ともにいろいろあるのですけれども、事業費が確定をしたということで今回補正で整理をさせていただくと、そういうことでございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 財務課長、はっきり言うて新型レーダーに対する地元交付金という考え方でいいのでしょうか、あそこの防衛省の。そういう理解に立てば、何度も言っていますが、同僚議員と本省に尋ねたことがあるのですが、他のところはもっとこの交付金をもらっているのです。特に陸の場合は演習場も広いのですが、東富士演習場の恩賜森林組合なんか莫大な金なのです。そして、石破防衛大臣がやめるときに、市長もどこかでお聞きになったと思うのですが、これからは新型レーダー等のターゲットが厳しくなるので、この交付金については増額するように言ってやめたよという話をしておるわけです。とすれば、もう少し防衛省に対して佐渡市として、こんなたかが1,500万ぐらいの金を交付金として助成してもらうのではなくて、もっとこれだけ新しいレーダーがあって、こういうふうには北朝鮮が何をやるかわからぬ、しかも私どもの佐渡市はイージス艦等が守るだけの港湾がない、入ってくれる港湾がない、水深が足りなくてというふうなさまざまなマイナス面を考慮して、なぜもう少しこのことをこの程度の金で満足したような形で、歯に物が挟まったような物の言い方をしなければならぬような説明しかできないのか、理解ができないのです。これで毎年そうするとこういう金額でこの後も来るという理解でいいのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今の国有提供施設の交付金の関係でございますけれども、年々実績としては伸びておるのは間違いないのですが、ただ新型レーダーの関係についてどの程度算入されているかということも実は明らかになっておりません。今年度は1,500万ということでございますが、23年度においてはこれが数値がどうなるかというのも、そのレーダーの影響というのはどの程度になるのかというのは知らされておりませんので、今後の推移はちょっと見当がつかないというのが実態でございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そういう不安定な要望の仕方も間違っているのです。例えば陸幕の場合、演習場の場合は面積等において、あるいは使っている防衛機器というか、そういうふうなもの、人数等で積算するわけではないですか。そんなこと私のような素人でもわかるのです。そうすれば、今ここのものはどういうふうになっているかわからないではなくて、面積がどれだけでどういうふうになってどういう仮想敵国があって、そしてスクランブルがどれだけかかってどういうふうになっておるか、そんなことを調べた上できちっと要望して、そうしなければ市民はただ不安におびえるだけで、しかも周辺整備のそういう交付金もよくわからないというの、これはやっぱり執行部としても努力が足りないと思うのです。今のような説明では市民は納得しないと思うのですが、特に北朝鮮のこうなった時期にいつどうなるかわからないという心配があるときに、そういうふうなことでは私は困ると思うのですが、これ以上わからないというものを今補正予算の段階で聞いてもしようがないのですが、もっと努力をしてもらいたいということを要望しておきます。答えは要りません。市長、それでも何か考えがあったら、質疑で申しわけないのだけれども、あったら言ってください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） このレーダーについてだけを言えば、実は今から五、六年前だと思うのですが、まではレーダーだけについてはなかったのです。それは当時我々もあのときは近藤先生にお願いして、近藤先生も努力をされて、確かに当時のレーダーで600万かそらの交付金がつきました。その後新型レーダーになって、今度1,500万ということでございます。いずれにしても多いか少ないかは別にして、今後、議長も例の基地のある自治体の議長会役員もやっておられるので、一緒になって陳情や努力をしてみたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 難しいことは言いませんが、現在ガメラレーダーというものは来年沖縄にできて5つ、現在4つ既に建設されておるわけです。そこで、難しいことは調べぬでもいいが、この4カ所についてガメラレーダーを設置したことによる国の俗に言う交付金だ、補助金だ、こういうものがどうなっているかということをやっと調べてください。今議会中に、こんなの簡単ですから、電話かければわかるのですから、調べてください。調べますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 先に先行しておるところにつきましては、交付額等をちょっと見たのですけれ

ども、金額的に目立って大きい金額が来ている数字ではなかったでした。ちょっと今手元に数字等ございませんけれども、そんな感じでございました。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） おまえさんは、さっき猪股の質問に答えて、わからぬと言うたよね。今になると、調べればわかるような話になっておるではないか。それどうするのだ、さっきの答弁と今の答弁との差をどう埋めるの。あんた持っておったわけでしょう。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 既に設置されておるところにつきましては、数字のほうを調査させていただきます。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） このお金は基地交付金、そういう防衛省に関するものを持っておる、基地を持っておる、演習場を持っておる、そういうところに対して交付する交付金、これは今までガメラの評価、ああいうものの評価が低くて金額が少なかった。しかし、一番危険ではないかと、一番最初ねられるのはレーダーではないかというようなことから、評価替えをしますよということで評価替えをしたのがこれなのか。それとも、この中へもう一つある防衛省の周辺整備事業助成金というものの金額、もう一つ防衛省は持っているものがあるのですが、このものが入っているの、これ。それとも、さっき言うた固定資産評価に該当するものをこういうものの危険度、こういうものに合わせてレーダーの評価高くしてくださいよ、一番最初ねられるのは我々のところだというものの中で評価替えをして、このものがこの一千何百万になったのか。それとも、もう一つ防衛省が持っている周辺整備事業の金がこの中に入っているのか、どうなのか、これは。周辺整備は別に、これも来ることになっているのだけれども、これは別になっておって、これはさっき私が言うたそういうものの評価に対して来るというこの金額なのか、どっちなの。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） この交付金につきましては、国が所有する固定資産の関係の価額がもとになります。その資産価額がベースになって交付されるもので、先ほど議員おっしゃった整備関係というような観点で来るものではございません。

○議長（金光英晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 33ページの教育費の体育施設費の中の先ほど市長のご説明にもありますけれども、総合体育館の建設事業設置業務委託料の3,953万3,000円のところでちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、11月4日に行われた総文委員会において配付された資料の中で、多目的広場に建設することのメリットとして、隣接する交通公園をグラウンドゴルフ場、ゲートボール場に整備するというように書いてあ

りましたけれども、それはまず本当なのかということ。また、先日の全協で配付された資料によると、総合体育館のわきのほうにテニスコートが3面図面上で見えるのですけれども、3面という中途半端な、大会も開けないような規模の整備をするのか。また、その資料の中でフットサル、ストリートバスケット、スケートボードなどができるように周辺を整備するとなっておりますけれども、本当にそのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（本間 豊君） お答えいたします。

最初に、テニスコートからやります。テニスコートにつきましては、今現在鴨摺のコートがございますが、そちらのほうにテニスコート6面ございます。そちらのほうにつきましては、隣の施設のほうから増床したいということで土地の利用の要望が出ております。ゲートボールコートとテニスコートがございます。そちらの部分を施設の増床をするために改修すると、その部分を今回体育館建てる中に持っていくという意味合いで今のところ計画しております。

それから、スケボー、それからバスケットのものです。あいたスペースをうまく活用できないかという意味合いでそちらのほう計画をしておりますが、まだ検討中の段階でございます。

それから、もう一点でしたか、済みません……

〔「交通公園」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長補佐（本間 豊君） 申しわけございません。交通公園に関してですが、今現在も半分芝のような状態になっております。なかなか利用がされていない奥の部分にありますので、そちら何とか活用できるような形で置きたいと思っておりますし、全体としまして当初駐車場というイメージもございましたが、駐車場ばかりでは公園のイメージ等もございますので、そちらのほうを芝の多目的広場ということで計画しております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ちょっと頭かしげるような感じですね。これ本間補佐には委員会でもお尋ねしましたけれども、そもそも市長にお尋ねしたときに、市長はまず最初に候補地というのは市有地から探さないよという指示があったと聞いております。というのは何かというと、当然市有地であれば土地代等の経費がかからないであろうかということで、当然市長はそうおっしゃったと思うのです。それは補佐も認めたところでありますけれども、体育館施設のほかにこれほどまたお金をかけて造作をするというのは、あの場所を佐渡市のスポーツゾーンとしてゾーニングしたからという意味合いというのはあるのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（本間 豊君） お答えいたします。

つつじヶ丘公園ということで都市公園でございます。現在は、野球場、多目的広場、プール等、奥に公園等ございます。あそこの一帯を佐渡市としても代表できるスポーツの拠点となるように、全体のゾーニ

ングは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 3回目なので、最後になりますけれども、そもそもあんな、エコの島、環境の島といいながらごみ処理施設の横に隣接施設としてそこを佐渡市の体育の拠点にするなんていうことは、ちょっと私からすればとんでもない、おかしいことを言っているなと思いますけれども、ゾーニングしておいて、これは山本学校教育課長のお話からも委員会の中で聞いておりますけれども、市の公認プールを解体して建設するというわけですから、何をやっておるのかな、スポーツゾーンとしておるくせに老朽化しておるとはいえ市の公認プールをぶっ壊して体育館建てるというわけですから、非常にちょっと頭をかしげます。

それでは、この体育館建設等、あと周辺整備に一体幾らかけるつもりなのか。また、ここに建てることによって発生する雨水対策や河川改修等も必要と聞いておりますけれども、それも含めて一体幾らぐらいかかるのかという金額をお教えてください。

それと、その金額が出たときに市長も当然金額をお聞きになると思うのですが、私は最適地でないところにこういう形で建設することによって、本来必要でないお金が当然かかってきたと思っております。そのことについて、市長の見解をお聞かせください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（本間 豊君） お答えいたします。

総合体育館及び周辺に係る工事の概算といたしましては、おおよそ24億ということで試算してございます。

それから、排水の関係につきましては関係課とただいま協議しております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 補足答弁を許します。

渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

今雨水排水対策でコンサルに委託しているということで、新年度予算に計上したいということで準備しておる最中でございます。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） あその場所はスポーツ施設としていいかどうかということなので、全体的な位置、それからスポーツの施設が集まって、さっき説明したような一定のゾーニングの中であそこが比較的好いのではないかという意見という形で、あそこへ総合体育館を建設することに提案をすることにしました。当然佐和田は今ある体育館も非常に老朽化しておりますし、これのリプレースという意味合いもございます。同時に、確かに駐車場はほかでもとれるといえはそうなのですが、既に周辺にいろんな形で駐車場がある。ちょっと混雑するときに幹線への出口がちょっと滞る可能性があるので、その周辺も手直ししなければいかぬかもしれませんが、それから今建設課長から話ありました水処理の問題なのですが、

もう既にあの周辺は水処理の問題で大きな問題があって、現在ちょうどそれを手直しをしようということで、ちょうどそれも一緒に建設課長のほうには対処の方法を指示をしているところでございます。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 衛生費、ページは23ページござんください。一番上の予防接種事業、市長から具体的に提案ありましたけれども、子宮頸がん等予防接種事業について質疑をします。

全協でもお話がありましたけれども、1点目は事業内容について、これが1点と、それから2点目に当初平成23年度助成実施予定と聞いておりましたけれども、今回平成22年度の一般会計補正予算にした理由、まずこの2点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

最初の事業の概要でございますけれども、これにつきましては中学生の女子、1年から3年までの方を対象にワクチンの接種を実施するということでございます。

それで、なぜこの補正にということでございますけれども、当初以前にも私お答えしたかと思うのですが、23年度から実施したいということで事業を進めておりました。ご承知のとおり、今般国のほうでも補正予算の中にこの子宮頸がん等ということで事業費を盛り込んでございます。そういうことでございましたので、執行部でいろいろ協議した結果、少しでも早く実施できればより有効だというような判断になりまして、この補正に上げさせていただくということになりました。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） この事業については、国のほうも事業として動き出していますけれども、聞くところによるとこの事業は佐渡市の政策として実施したいのだということを聞いております。もしそういうことであれば私は非常にやっぱり評価をしますけれども、この子宮頸がん予防ワクチン接種について今対象者は中学生と聞きましたけれども、その前に接種される中学生の方々と恐らく保護者の方にも専門的な、専門家からやっぱり教育的な説明が私は必要だというふうに考えますが、その対応と今後の周知方法についてどう考えているのか、お聞きします。

○議長（金光英晴君） 佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

議員ご指摘のとおりでございます、対象者、保護者については十分説明をしなければならぬというふうに判断しております。そういうことで、今般この事業につきましては市内4カ所程度説明会をしたいということで計画しております。両津地区、相川地区、国仲、南部地区というような形での説明会をお願いしたいと思います。お願いするにつきましては、今私どもの計画では厚生連さんのお医者さんと市民病院の先生をお願いをしようということで進めておりますし、これについては対象者の方のご家庭のほうにもパンフレットとか周知のそういう啓発物品を配付したいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後です。この子宮頸がんについては、一般質問でもぜひ取り上げさせていただきたいと思いますが、市の政策として実施するのであれば、平成23年度末以降も継続事業に私はすべきだというふうに思いますが、それが1点と、既にこの定例会が終わってことしの4月以降例えば接種された方々がいるとしたらば、4月にさかのぼって助成すべきだというふうに考えますが、その辺の対応をどうするのか、それをお聞きして質疑終わります。

○議長（金光英晴君） 佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

ご指摘のとおりこの事業につきましては、引き続き実施することでしか効果が十分に発揮できないというふうに考えております。したがって、当初私もこの事業につきましては国の助成があるなしにかかわらず実施する方向で検討しておりましたので、国の助成がいつということにかかわらず引き継いでいけるということで進めたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

〔「4月」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（佐藤弘之君） 失礼しました。それで、もう既に実施した方につきましては、この年度については一応償還というような形で実施の部分の証明をいただいて、それについてはさかのぼって対象者ということで支援していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 17ページの施設整備事業の施設解体工事費73万円計上されておりますが、どういう施設を対象としているのかということをお聞かせください。

それから、33ページの南部地区中学校の土地購入費1億4,400万円とありますが、購入する土地の面積と単価についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 最初に、解体工事の関係でございますが、これにつきましては旧佐渡市消防本部が1つ、それからもう一つにつきましては新穂サービスセンターの裏のほうにあります旧新穂総合センターの解体、この2件でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

正 午 休憩

午後 0時01分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

南部中学校、移築中学校の統合改築事業ですが、土地購入費として約3,600平米を予定しております。

平米当たり4,000円を予定しております。(下線部について後に訂正の発言あり)

○議長(金光英晴君) 金田淳一君。

○5番(金田淳一君) 施設解体のほうですが、消防庁舎と新穂総合センターということで、これから佐渡市が保有している建物、用事が済んだ建物については解体していかなくてはならないわけですが、大きな金額になってきますが、この後今年度の取り壊しの全体の予算といたしますか、そういうのがどういうふうな形になっているのか、それから来年以降大体そういう建物を取り壊すために予算はどのぐらいを想定するのかということをお聞かせください。

それから、土地のほうですが、この金額というのは先般金井小学校のときの単価と大きく違うのか、その比較についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長(伊貝秀一君) 今年度の解体については、一応この2件で今のところ終わりと考えておりますけれども、今年度の全体の解体関係につきましては、今までの分を含めまして約1億2,000万程度の解体経費になっております。新年度におきましては、今のところまだちょっとどの物件をとというのが未確定の部分がございますので、そのあたり精査した上で進めたいと思っておりますので、今この場で数字はちょっとはっきりしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長(金光英晴君) 山本学校教育課長。

○学校教育課長(山本充彦君) お答えいたします。

先ほどの答弁で面積「3,600」と言ったように聞いておりますが、「3万6,000」でございます。(前出の下線部分)

それと、単価の関係ですが、金井の小学校と同じ金額で予定しております。

○議長(金光英晴君) 会議の途中でありますが、ここで昼食休憩といたしたいと思います。

午後 0時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(金光英晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第203号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)の歳出についての質疑を続けます。

臼杵克身君。

○4番(臼杵克身君) スポーツ振興財団の予算が今回計上されておりますが、これは我が会派の代表の大桃議員が提案されたことがようやく実現の運びになったものと理解するわけですが、これの構想といたしますか、組織といたしますか、そういうところはどのようになっておるか、その点だけ基本的なものだけお伺いいたします。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐(本間 豊君) お答えいたします。

法人の設立につきましては、トライアスロン事務局のところを母体にして、そちらのほうで準備を進め

ていくということでおります。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会教育課長補佐（本間 豊君） 今の段階ではまだそこまでいっておりません。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今の説明、間違いだと思うのだ。財団法人でしょう。そうすれば、財団を設立することがまず最初でしょう。そうすると、どれだけ寄附するか、どういう人たちが集まってやるか、そこで決めるので、トライアスロン事務局をしたら財団にはならないでしょう。委員会で詰めますが、それについてちょっと執行部のほうからもっときちんとした説明を求めます。

それから、午前中の同僚議員の質問に関連してお聞きしますが、総合体育館建設の設計ですけれども、本間補佐と市長の説明にそごが生じていると思うのです。市長のそもそもの考え方というのは、真野の陸上競技場もそうですし、先ほどの説明でここの体育館もそうですが、そこにもともとあったからそこへつくろうと、そしてせっかくつくるのだから総合体育館、島外からも大会を呼んでこれるものにしようという発想だと思います。午前中の補佐の説明、そこにフットサルだとかスケボーもつくる。そんなことこの設計料に入っていると、もともとの本来の趣旨からすると、設計料を高くしなければその部分が入らないのではないかと思うのだけれども、そこはどういうふうなことに執行部と教育委員会はなっておるのですか。その2点について。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（本間 豊君） お答えします。

午前中の説明不十分だった部分があるかもしれませんが、空きスペース等利用してそういうこともできるというイメージで受け取っていただければと思います。

それから、先ほどの法人の件につきましては、トライアスロン事務局のほうで準備を進めていただくということです。

〔「金子課長、補足しなければだめだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） 財団について補足説明をします。

今社会教育課がもちろん中心です。今社会教育課と私のところと、トライアスロンはオブザーバーということで相談に乗っておりますけれども、これから発起人といいますか、準備会といいますか、立ち上げまして、基本的には3月に総会をして登記をして4月1日から実施をしたいというふうに今準備を進めております。多分今回の総務委員会の中で、社会教育課のほうで詳細については説明をすると思います。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） フットサルとかスケボーというのは屋外ではないかと思うのだけれども、釧路へ行ったときに屋内でフットサルやったときに鉄格子をつくるので、それを失敗したというふうな事例を釧路自身が話していたのだけれども、それを屋内でやるスペースがあるということは屋内でやるという。屋外

のことなんか総合体育館建てる場合は考えなくていいことだと思うのですが、それが1つ。

もう一つは、今お二人でわかったようなわからぬような答弁しましたけれども、スポーツ振興財団なのだから、まず財団に協力していただける民間の方々の募集が必要なのと、300万しか盛っていないけれども、こんなものでは財団として市が民間にどの程度期待しているのかわかりませんけれども、十分なものができないのだろうと私は思うのですが、その辺執行部のほうで庁議等で明確な可能性をしっかりとしたものを持ってこの補正予算に出したかどうか、その1点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） おっしゃるとおりでございます。これからその人選をしまして発起人をつくって準備をするということでございますし、300万については最低300万ということでございますので、この後必要に応じて予算計上する、もちろん寄附金をいただければそれはどんどんふえていくということでございます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（本間 豊君） お答えいたします。

先ほど猪股議員のおっしゃった点ですが、屋内ではなくて屋外ということで、奥の芝スペース等での利用ということで考えております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 1つだけ聞きます。20ページ、生活保護扶助費、これがここへ来て補正額で18%上げておるわけです。私は、別にわからぬで聞いておるのではなくて、私が聞きたいのはこれが予定されておった数字なのかどうか。たまたま補正が遅れたというもののなのか、そうではなくてここへ来て発生的に出てきたから補正しなければならなかったのかという、これ意味が違うのです。もしそうだとすると、佐渡の市民生活が極めて深刻な状態になってきたなど、こういうふうに見なければならぬわけです。そういう観点に立って、一体この補正額はどういう意味があるのかということをお尋ねするわけです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

この生活保護扶助費の増でございますけれども、中身といたしますと医療費扶助が大きく伸びたところでございます。この内訳としまして、1億1,000万強が医療費扶助の増額分でございます。これにつきましては、当初予算の段階で見込み切れなかった部分、そういったものが原因しているというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これは単品で起こっておる問題ではないのです。生活扶助というのは、私が今さら説明するまでもなく、8つの項目にわたって生活保護の費目があるわけですね。だから、急に佐渡島民の諸君が病院にかかるようになって生活保護を受けなければならなくなったのか、これに対する分析はどのようにしてあるのかということです。18%も上がってきたというのは医療費だけではありますまいと、こういうことです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、生活保護扶助費につきましては8つの項目がございます。そのうち、今ほど説明いたしましたとおり医療費扶助に関してが1億1,000万の増となっております。次に多いのが介護扶助、これが550万ほどの今回増額補正をさせていただいています。しかしながら、一般的な部分といいますか、ベースとなる生活扶助につきましては今回250万ほどの減額を見込んでおります。総じて言いますと、生活保護世帯数については昨年と比較しますと若干の増の傾向にはありますけれども、佐渡市の特徴といたしましては高齢化が進んでおり、この医療費、それから介護扶助、この辺がふえたのかなと、そんなふう考えております。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 午前中からスポーツ財団について質疑がなされておりますが、基本的なところがまず説明が要るのではないですかね。財団をつくって、従来とどう変わってきて、どう発展していくのかということがどうも見えてこない。まず、そのことをどういうふうにしたいのか、するためにこの財団をつくるのか、そこの説明をまずしてくれませんか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） 目的でございますけれども、今スポーツの振興というものをこの財団で行っていききたいと、さらには施設の管理、それから今社会教育課等で行っているイベントについても、スポーツ振興の分についてはこの財団にお願いをしたいと。それらの資金については、これらに協賛をいただく方に寄附をいただいて資金をふやしていくというふうを考えて、財団を設立するというふう考えております。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 市長にちょっと聞いておかなければならぬと思うのですが、今のような漠としたような話でいいのですか。財団をつくる、そして民間からも協力を仰ぐ。ならば、なおさらもうちょっとしっかりしたものをつくっておかないと、これは財団としての機能を果たさないと思うのです。では、学校教育課のところで社会教育のところが持つておる部分はどういう事務軽減がなされるのか、何が財団に来て発展していくのか、その基本的なところが全く見えてこない。今の説明もそうです。何にもないのです。何を目指しておるのか、そこのところをもうちょっとはっきりさせて、それからこうしていくよということにしないと、予算も300万、これはあれなのでしょうけれども、こういう事業であれば本来であればきちっとした理論武装をして当初予算で出てくるべき話ですよ。ここで駆け込みで補正で出てくるような話ではなくて、基本的な問題が変わっていく方式でしょう。そしたら、やはり当初予算で私は理論武装して出てくるべきだと思うのですが、まず市長の考え方を聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 基本的には、今までいろんなスポーツイベントがありまして、だんだん数がふえ

てきました。ある程度専門的にも携わる人が必要だというのがありますが、まずはお金の問題で寄附が、つまりスポーツに造詣の深い、あるいはスポーツを応援しようとする人が寄附をするときにその受け皿としても、要するにそういう気持ちを持っている人たちが自分たちの気持ちで佐渡のスポーツ振興も図りたいという受け皿が欲しいというのがまず1つです。それからもう一つは、やっぱりそうはいいながら今までそうだったのですが、やっぱり行政の影響下で本来スポーツだけのことを考える、あるいはこれからどういうふうに財団が発展していくのかわかりませんけれども、その思いのある人たちが真剣に財団を運営するというような仕組みをつくりたいというのがスタートでございました。

そういう意味で、組織についてはちょうど公益法人の改革の途中、真ただ中でもございますので、今までの単なる財団、あるいは社団とはちょっと違うような形、かなり非常に公益法人の中の自治部分といえますか、周りからの影響を受けないでしっかり自立するという仕組みをつくるように指導されるようでございますので、まずは組織をつくって、志ある者からきっちりと財政的にも支援、それから心身的にも支援してもらう仕組みをつくりたいということでございまして、これからその組み立てについてはやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） これは、本来独自に動いていただくというような組織にするというのが私は目的だと思うのですよね。そうすると、どのくらいの民間からのこれ基金になるのですかね。どのくらいの量、金額を予定する組織なのですか。ある程度の目的、目標を持ってやらないと、これは結果的には毎年補助金を出していくことだけになってしまいます。今までと全く変わらない。そのところは、やはり10億なら10億の基金予定をしていくのだと、その中で運用していくと、そこで行政よりもより動きやすいようにしていくのだというようなものがなければ、やったって同じことになるのではないですか。どのくらいの事務軽減があって、そしてどういう事業を目指していくのかと、そのところをやはり理論武装をしていただかないと、この財団をつくってみたってどうもならないような気がするのですが、これはどういうふうに考えておりますか。

○議長（金光英晴君） 金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） おっしゃるとおりでございまして、この後の事業費、これは当然基金の利子で運用するというのが、これが当然財団の考えでございまして。今その額については、先ほど話をしましたようにまだ積算はしてございません。今市長が話しましたように、これからまずは組織をつくるについてはその目標というものを、これから人選をする方々とよく相談をしながら目標を定めるということで、3月までにその辺を準備をしたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第203号についての質疑を終結いたします。

議案第204号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。
歳入歳出一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第204号についての質疑を終結いたします。

議案第205号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

歳入歳出一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第205号についての質疑を終結いたします。

議案第206号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

歳入歳出一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第206号についての質疑を終結いたします。

議案第207号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

歳入歳出一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第207号についての質疑を終結いたします。

議案第208号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

歳入歳出一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第208号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第179号から議案第208号までは、お手元に配付してあります委員会付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第6 請願第11号から請願第13号

○議長（金光英晴君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第11号から請願第13号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 発議案第18号

○議長（金光英晴君） 日程第7、発議案第18号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大桃一浩君。

〔10番 大桃一浩君登壇〕

○10番（大桃一浩君）

発議案第18号

ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月2日

佐渡市議会議長 金 光 英 晴 様

提出者	佐渡市議会議員	大 桃 一 浩
賛成者	〃	中 村 剛 一
	〃	浜 田 正 敏
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	金 子 健 治
	〃	村 川 四 郎
	〃	祝 優 雄
	〃	竹 内 道 廣
	〃	加 賀 博 昭

ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書

政府は去る11月9日に、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中でＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）については「関係団体との協議を開始する」と明記した。

わが国は、既に世界で最も開かれた農産物純輸入国であり、食料自給率は先進国と比較して著しく低い状況にある。

このような中、関税の完全撤廃を目指すＴＰＰを締結すれば、日本農業が破滅的打撃を受けることは必至であり、国民の大多数が望む食料自給率の向上に逆行することは明らかである。さらには、関連産業や地域雇用の縮小、農業のもつ国土保全や環境維持など多面的機能の喪失等、その打撃は極めて深刻である。

よって、政府においては、ＴＰＰ交渉への参加は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（金光英晴君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週6日月曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後　2時01分　散会